

北海道経済・産業の活性化に向けて

ホクレン農業協同組合連合会
代表理事会長 佐藤 俊彰

I. 道内経済対策について

1. 大胆かつ柔軟な景気対策の推進

○第2次補正予算の迅速な執行、平成21年度予算案および関連法案の早期成立はもとより、21年度第1次補正予算の早急な検討など、刻一刻と変化する経済情勢に的確に対応し、大胆かつ柔軟な景気対策を推進いただきたい。

○地域における雇用対策の取り組みへの支援の充実（「ふるさと雇用再生特別交付金」・「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」の追加交付）と、経済対策に取り組む地方への財政措置の充実（「地域活性化・生活対策臨時交付金」と同様の交付金制度の新設）に取り組むいただきたい。

また、道内地方公共団体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、関連施策の実施にあたっては、できる限り地方負担を伴わないよう配慮願いたい。

2. 北海道新幹線や高規格幹線道路の整備等

○北海道新幹線や高規格幹線道路などの基幹的な高速交通ネットワークの総合的な整備は、地域の活力向上および経済成長に向け、極めて重要。

○これら社会資本整備の追加、前倒し執行を行うとともに、消費の拡大策を早急に実施し、内需主導による経済活性化を一日も早く実現いただきたい。

3. 農商工連携による地域の活性化

○現在、多くの中小企業が深刻な経営危機、倒産に追い込まれており、その活性化は地域にとって「待ったなし」の状況にある。地域経済の活性化に向け、農商工の連携による取り組みが重要。

○地域で生産された農畜産物の販売のみならず、それを基にした新商品の開発や産業間連携等、相互のビジネスチャンスが広がることが期待されている。

4. 地域の再生とコミュニティの復活

○人口減少、少子高齢化の進展、中心市街地の老舗商業施設・商店街の衰退等、環境が激変する中、今後とも住民が安心・安全に暮らしていくためには、公共公益施設の中心市街地への立地促進、住環境の整備、商業施設・商店街の活性化、域内交通の再編成により、コンパクトなまちづくりを推進し、賑わいのあるコミュニティの復活が求められている。

○中心市街地への社会資本投資の積極的な誘導と、コミュニティの核となる商業施設および商店街の活性化対策の充実・強化に取り組むいただきたい。

5. 地域医療の向上

- 高齢化に伴う医療需要の拡大、人口の減少等により、地方や過疎地など、特定の地域では医師自体の確保が困難を伴う状況も見られる。
- すべての国民が、いつでもどこでも安心して暮らせる公平な医療を守るための体制整備が急務である。

II. 観光振興について

1. 中国に対するビザ発給の制限緩和

- 折からの円高に伴い外国人観光客が減少する中で、中国から北海道への観光客は増加している。この機を逃さず、富裕層を中心としたマーケットを北海道に呼び込むために、これまでの「団体観光ビザ」から「個人観光ビザ」の導入に配慮願いたい。

2. 北海道における国際会議の開催の促進

- 昨年7月に開催された「北海道洞爺湖サミット」を通じて、北海道の魅力を世界に向けて発信したところである。
- 北海道は充実したコンベンション施設を始め、豊富な観光資源を有しているとともに、何よりも道民挙げておもてなしの心で、世界の国々からの観光客をお迎えする所存であることから、国などが主催する国際会議の北海道での優先開催に特段のご配慮をいただきたい。

III. 農業関連対策について

1. WTO 交渉関係

(1) 上限関税の断固阻止

- わが国および北海道農業に壊滅的な打撃を与える上限関税の導入を断固阻止するとともに、高関税品目を多く有するわが国など食料純輸入国にのみ一方的な代償を求める提案を受け入れることのないよう対応いただきたい。

(2) 十分な数の重要品目の確保

- 北海道農業は、米をはじめ小麦・砂糖・でん粉・雑豆・乳製品など多くの高関税品目を有しており、これら品目の生産が縮小・撤退することがないよう、十分な数の重要品目を確保願いたい。

(3) 自給率向上に不可欠な重要品目に対する柔軟性の確保

○食料自給率の向上には、重要品目の国境措置が適切に取り扱われることが不可欠であり、低関税輸入枠と関税削減の柔軟な組み合わせにより、品目毎の事情に応じた対応を可能とするよう尽力いただきたい。

○また、低関税輸入枠の拡大幅は、可能な限り圧縮いただきたい。

(4) 食料安全保障を強化する公平・公正な貿易ルールの確立

○世界的な穀物需給のひっ迫・価格の高騰、一部諸国による輸出禁止・制限など、食料争奪の状況の中で、食料安全保障への配慮を最優先とする公平で公正な農産物貿易ルールを確立いただきたい。

(5) 特別セーフガードの堅持

○輸入急増や価格下落の際に適切に対処する特別セーフガード(SSG)の仕組みを堅持いただきたい。

2. 新たな基本計画の策定関係

(1) 国内食料安定供給の確保

○食料の安定供給に向け、食料自給率向上の工程の明示や具体的推進方策の明確化、消費者提供情報の充実や食育・食農教育の強化、改正農地法の厳格な運用に取り組む願いたい。

(2) 農家経営所得の安定向上

○水田フル活用を推進するとともに米需給調整機能の維持、水田・畑作経営所得安定対策の適切な見直し、酪農畜産経営安定対策の充実・強化に取り組む願いたい。

(3) 農村地域の維持・活性化

○農村地域公共施設の整備・充実をはかるとともに、中山間地域等直接支払い事業、農地・水・環境保全向上事業を継続願いたい。

3. バイオマス事業の対応強化

○国産バイオエタノールの普及拡大を促進するため、バイオエタノール先進国並みの流通制度を確立願いたい。

○国産バイオエタノールの普及拡大のためには、生産・利用の実績作りが重要である。実証事業を成功させるために、十分な技術実証事業予算の確保を願いたい。

○実証事業の終了後においても、国産原料を活用したバイオエタノール事業の経営安定に対する、継続的かつ万全の支援策を講じていただきたい。